

2020年5月11日

大阪市長
松井 一郎 様

公益社団法人 大阪自然環境保全協会
会長 夏原由博

夢洲のコアジサシ繁殖地の保全・配慮に関する要望書

下記の事項について要望いたします。

記

- (1) 繁殖期間である2020年8月末まで、繁殖場所(図1)について、環境省の「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」に従った保全策を講じること。
- (2) 隣接した工事地区においても、コアジサシの繁殖に影響を及ぼさないよう配慮すること。

以上

要望の趣旨

公益社団法人・大阪自然環境保全協会は2020年5月9日に夢洲内で300羽を越すコアジサシが産卵・抱卵などの繁殖活動をしていることを確認しました。

環境省が平成26年に作成した「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」では、コアジサシは環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国際希少野生動植物に指定されています。また、鳥獣保護法により、捕獲等又は採取等(採取又は損傷をいう。以下同じ。)をしてはならないとされています。そのため、コアジサシが繁殖した場合に、保全・配慮するよう指針を示しています。

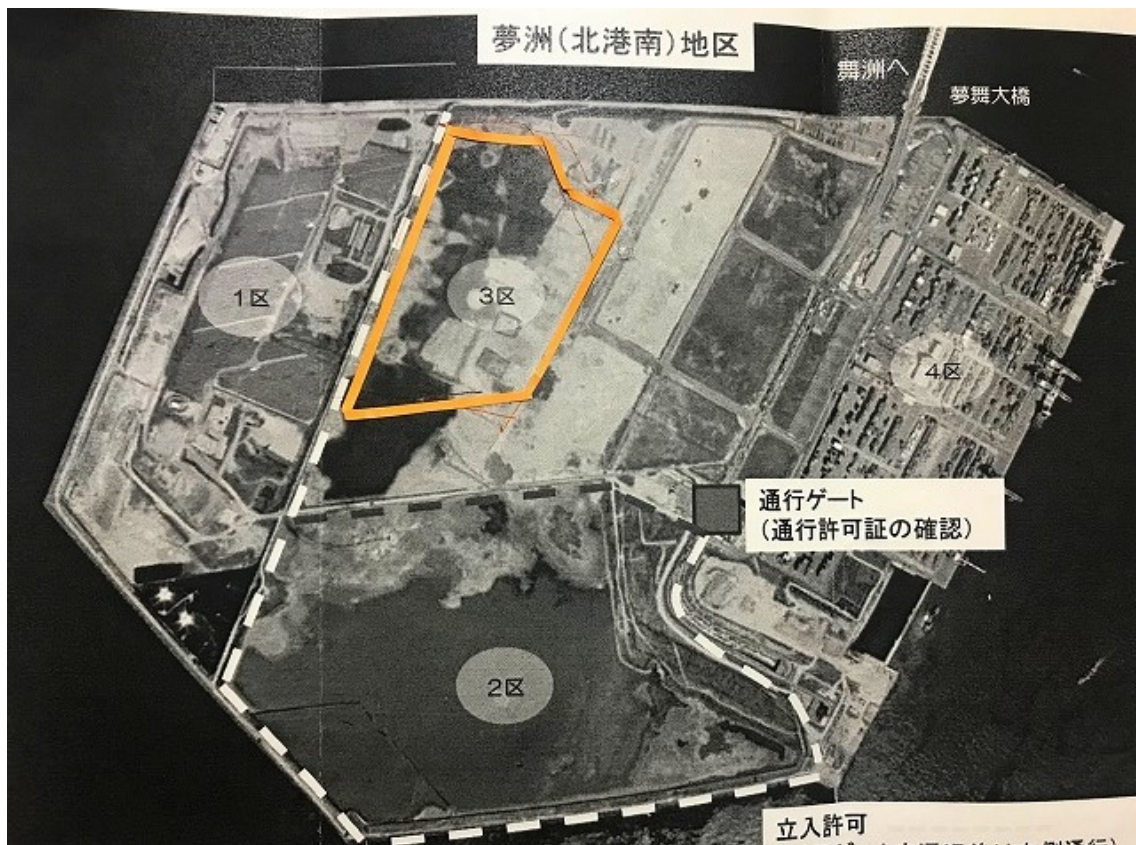
添付 図1 コアジサシ繁殖エリア

参考資料1 コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針(環境省 平成26年3月)

参考資料2 2020年5月9日現場写真

【図1】

オレンジの線の内側が、工事停止を求めるコアジサシ繁殖エリア



【参考資料1】 コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針(環境省 平成 26 年 3 月)

https://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/pdf/guide_h2603-1.pdf

以下は環境省指針の関連箇所

13 ページ

① すでに繁殖コロニーが形成され、卵がある、あるいはヒナがいる場合 野生鳥獣の捕獲、殺傷及び鳥類の卵の採取、損傷は鳥獣保護法により原則禁止されている。従って、例外的に行政庁の許可を得た場合を除き、卵やヒナを傷付けたり、移動させたりすることはできない。すでにコロニーが形成されている場合は、関係者への周知、立ち入り規制、シェルターの設置などを行い、繁殖が終了するまで見守ることになる。なお、捕獲や殺傷等を伴わない追い払い行為は禁止されていないが、その行為が結果として 捕獲や殺傷等を招く場合は、鳥獣保護法違反となる可能性がある。また、繁殖エリアの隣接地 での工事の可否については、コアジサシ等鳥類の専門家に相談の上判断する。

18 ページ

(2)コロニーへの人為的影響の排除

コロニー形成前後は人為的影響を可能な限り軽減するための対策を図る。

① 周辺への周知

コアジサシに関心のない人たちにとっては、そこでコアジサシが繁殖すること自体が分からず、知らずにコロニーの形成を妨害したり、コロニーを攪乱することがある。そのため、周囲に看板等を設置してコロニーの存在を知らせるなど、周知する必要がある。なお、周知の対象者は日本人だとは限らないため、外国語表記も検討する。

② コロニーへの立ち入り防止

不用意なコロニーへの立ち入りを防ぐため、コロニーの周囲にロープを張る。また、四輪駆動車等車両の侵入が予想される場合は、丈夫な杭を等間隔に立てるなど、物理的に遮断することも検討する。しかし、以上2つの方法ではヒナが立ち入り防止エリアの外に出ることを防げないため、コロニーの周囲を高さ 20cm 以上のネットで囲うことも考える。

(3)シェルターの設置

コアジサシのヒナは、孵化後2～3日で巣から離れ、炎天下の直射日光を避けるため、あるいは天敵を避けるために、石や草の影に潜むことが多い。そうした場所がないところでは、人工のシェルターを設置することが考えられる。シェルターには決まった型があるわけではなく、工夫次第で様々なものがシェルターとして利用できる。

【参考資料 2】 2020 年 5 月 9 日撮影の現地写真



▲夢洲 3 区には 300 羽を超えるコアジサシが集まっている。



▲オスがメスにえさを渡す(求愛または給餌)



▲交尾



▲抱卵中のメス



▲私たちが調査したのは3区の中のほんの一部だけであったが、このワンショットのエリアだけでも20羽を超えるコアジサシが集まっており、営巣行動も確認された。